

○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(昭和二十六年八月十日大分県人事委員会規則第七号)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十八条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求に関する規則を次のように定める。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第四十八条の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条に規定する職員を含む。以下同じ。)の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。(昭三一人委規則五・平二八人委規則六・一部改正)

(勤務条件に関する措置の要求)

第二条 職員が法第四十六条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「措置の要求」という。)をしようとするときは、これを書面で行わなければならない。

2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して正副各一通を適切な資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。

一 措置の要求をしようとする職員の職及び所属部局並びにその氏名

二 要求すべき措置

三 措置の要求をしようとする理由

四 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について既に当局と交渉(法第五十五条第十一项に規定する不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。)を行つた場合には、その交渉の経過の概要

(平二八人委規則六・一部改正)

(措置要求の調査等)

第三条 措置要求書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査し、その不備について補正させるとともに、要求を受理すべきかどうかについて、決定を行わなければならない。この場合において、適当と認めるときは、人事委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧めるものとする。

(平二八人委規則六・全改)

(審査)

第四条 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。)その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの方に対して書類又はその写しの提出を求め、その他事実調査を行うものとする。(平二八人委規則六・一部改正)

(要求の取下げ)

第五条 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。(平二八人委規則六・一部改正)

(審査の打ち切り)

第六条 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。(平二八人委規則六・一部改正)

(判定)

第七条 人事委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成して、要求者に送達しなければならない。(平二八人委規則六・一部改正)

(勧告)

第八条 人事委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。(平二八人委規則六・一部改正)

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、措置の要求の審査の手續等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。(平二八人委規則六・一部改正)

附 則

この規則は、昭和二十六年八月十三日から施行する。

附 則 (昭和三十一年人委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

附 則 (平成二八年人委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。